

岩手県告示第139号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成28年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成28年1月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人 ASIA Environmental Alliance
 - (2) 代表者の氏名 中島清隆
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市青山三丁目25番2号302号室
- 3 定款に記載された目的 この法人は、地域一般市民・企業・行政機関に対して環境保全や温暖化対策に係る諸問題等に関する総合的な事業を提言・実践し、環境再生保全に寄与することで次世代のための豊かな環境（自然、農業、教育、生活、情報、福祉、その他）の創出を図る。海外においてはインドネシア共和国における地球温暖化防止のための温室効果ガス削減及び環境保全に我が国の環境技術やノウハウなどを用いて植林事業を始めとした環境保全に関する事業を行い、また官公庁、地方公共団体、各地非政府組織、企業等広範囲との連携を図りCO2削減等の事業を支援する。これにより、国際協力と日本、インドネシア共和国を含むアジア諸国の経済活動の活性化を図り、未来のための環境教育推進も兼ねて、広く公益に寄与することを目的とする。